

R6 年度 長崎市立大浦中学校「いじめ防止基本方針」

長崎市立大浦中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操・感性をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示す主体性のある生徒。

「PTA・地域との連携」

- ・PTA総会
- ・評議員会・理事会
- ・学年、学級理事会
- ・課外クラブ振興会
- ・育成協議会
- ・自治会 など

「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・教務主任
 - ・生徒指導主事・学年主任
 - ・養護教諭・SC
 - ・学校相談員 など
- ※ 必要に応じて関係教職員や専門家を追加する
いじめ防止対策推進法第22条

「関係機関との連携」

- ・教育委員会・警察
- ・子育て支援課
- ・児童相談所・法務局
- ・医療機関・民政委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・学校評議員 など

生徒会の連携

- ・人権学習を基盤とした小中連携による取組
- ・「あいさつでつなぐ心」の精神に基づく挨拶運動

いじめ相談窓口

- ・校長室(1F)・相談室(1F)

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

1 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

(1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとともに、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。特に、表面上けんかやふざけ合いのように見えるような行為であっても、いじめは見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを的確に判断できる力を身につける。

(2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

(3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

(4) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

(3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」（校長室と相談室）の設置と教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、SCなど、生徒にとって最も相談しやすい人とする。

(4) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (2) いじめられた生徒またはその保護者への支援
いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。
- (4) 集団への働きかけ
はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
- (5) いじめ解消の判断とその後の継続的指導
加害者や観衆の心からの反省や被害者への謝罪、あるいは傍観者が自分の問題としてとらえることができるまで指導する。その後観察をする中で、被害者との関係が改善し、かつ被害者との定期的な面談で、少なくとも数ヶ月間何もない場合に、一定解消したと見なす。ただし、再発する可能性を考慮し、日常的に注意深く観察を継続する。
- (6) ネット上へのいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置を取り、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発運動等にも努める。

4 重大事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

- (1) すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生報告を関係機関に行う。

5 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合）

「教育相談のてびき」より

※ 日時等含めて、正確に記録を残しておく。

被害生徒対応

- ① 事実確認を行い、その時受けている心理圧迫感をしっかり受け止めるとともに、その友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。
- ③ 生徒の心情を十分理解しながら、時間の経過や関係者など、できるだけ具体的な状況を聴き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、生徒の心の痛みなどを軽減するように努める。
- ④ 被害生徒を守り抜く姿勢を示したうえで、関係諸機関と連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、ＳＣや信頼されている教職員等が対応する。
- ⑤ いじめが一定の限度を超える場合には加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたりするなど、毅然とした対応をとる。特に暴力や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は警察と連携して対処する。
- ⑥ 養護教諭や相談員、ＳＣ等が協力して心のケアに努める。

加害生徒対応

- ① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人等からも情報を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者等と情報を共有する。
 - 多角的にいじめの原因や対応の在り方などについて検討する。
 - 全校をあげて分掌組織を機能させながら取り組む。
 - 調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。
 - 対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合は、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。
- ③ いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握するとともに確認する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等と関連させて明確にする。
- ④ 聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。また、一方的な説論にならないようにし、ＳＣや信頼されている教職員等が聴くなどの工夫をする。
- ⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように十分に配慮をする。

保護者・市教委対応

- ① 速やかに家庭訪問を実施する。可能な限り事情を聞いた当日に実施する。
- ② 被害生徒の保護者への対応については、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害生徒の保護者への対応については、事案の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに市教委へ報告するとともに、必要に応じ、子育て支援課、児童相談所、警察等の地域の関係機関、他校とも連携を図る。

事後指導

- ① いじめられている生徒については、学校が徹底的に守り通すということを言葉と行動で示すとともに学級活動、道徳教育を充実させる。
- ② 新しい情報がわかり次第、第２・第３報を市教委に報告し、対応を協議する。
- ③ 当該生徒の継続的観察を行う。
- ④ 双方への家庭への観察の継続と様子の変化した場合の学校への連絡を依頼する。

6 年間計画

月	調 査	予防的取組	職員会議・校内研修
4 月	学校生活調査	学級集団づくり（学年・学級） 体育大会に向けての集団づくり （学年・学級・体育科） 基本方針の周知	いじめ防止基本方針の共通理解 年度初めの生徒指導情報交換 生徒心得とネット・メディア
5 月	学校生活調査 民生委員との情報交換	体育大会に向けての集団づくり	生徒の人権に関わる研修（体罰防 止）、連休明け生徒観察・情報交換
6 月	学校生活調査	平和学習への取組、生徒総会	
7 月	教育相談事前アンケート	長崎っ子の心を見つめる教育週間 1 年教育相談、2・3 年三者面談	メディア安全研修会 夏休みの生活
8 月	学校生活調査	学校評議委員会で対策の報告	いじめチェックリストの検討
9 月	学校生活調査	連合音楽会に向けての集団づくり	人とのコミュニケーションを図る 授業（学活）
10 月	学校生活調査 携帯電話所持調査	小中連携によるいじめ防止の取 組への評価と改善	
11 月	教育相談事前アンケート	人権学習への取組（人権担当） 1・2 年教育相談、3 年三者面談	
12 月	学校生活調査	人権集会 学校評価アンケートの実施	生徒の情報交換とケース会議 冬休みの生活
1 月	学校生活調査		休業中の生徒についての情報交換
2 月	学校生活調査	新入生に関する小中情報交換会	引継ぎシート作成について 年間の取組検証
3 月	学校生活調査	学校評議委員会で対策の報告	いじめチェックリストの検討

7 ネットトラブル、ネットいじめへの対応

(1) 未然防止対策

○メディア研修会の定期的な開催

- ・保護者に対して（入学説明会時や地区 PTA 時など）
- ・生徒に対して（講師を招いての研修会を毎年行う。）
- ・長期休業前の生活心得に、危険防止策を追記する。
- ・教職員に対して（校内研修で最新のメディア状況を把握しておく。）
e-ネットキャラバン（総務省、文科省及び通信関係団体が連携実施）

○問題発生時の学校の対応について（説明と了解）

- ・生徒のスマートフォンなどの機器で、内容を確認していく。
- ・利用制限や解約を保護者にも考えてもらう。
- ・重大な問題に関しては、警察など関係機関にも介入してもらう。

(2) 早期発見

○児童生徒及び保護者が相談しやすいシステム作り

- ・相談窓口の周知
- ・定期的な生活状況調査

(3) 早期対応

問題発生

正確な事実確認
被害生徒への対応

- 正確な聞き取りや機器を使って情報を確認する。
- 児童生徒の心情をしっかりと受け止める。
心的負担を取り除く対応策を早急に実施する。
(事のとりえ方を慮る。→重大な事態か否か)

早期対応

加害生徒への対応

- 画像や文書などの削除を早急に行う。
事実より、事の重要性を認識させ、しっかり指導し反省の
気持ちをもたせる。

メディアへの対応

- 情報や画像の削除をプロバイダなどに依頼する。
ラインなどの SNS での発言はすぐに削除する。
HP、プロフなどは閲覧禁止の処理をする。
場合により、県警のサイバー班に相談する。

謝罪の会

事実の説明

- 正確な事実を包み隠さず説明する。
(被害者の個人情報に関する部分は被害者の心情に沿う
こと。)

被害者から
加害者から

- 被害生徒・保護者の気持ちを加害者に伝える。
- 加害生徒・保護者の反省の気持ちを被害者に伝える。
(罪への反省、今後の行動など)

※会の後、不安や不満が残っている場合、焦らず、根気強く対話して
いく姿勢をもつ。委員会等に第2報を入れ、相談する。

事後の確認

- 2週間後、1ヶ月後に被害生徒・保護者に学校生活で不安
がないかどうか管理職が確認する。
加害生徒の保護者にも学級担任が、近況を報告し継続し
て見守り続けていること、向上している部分などを伝える。

※ いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
大浦中学校「いじめ相談窓口」	095-826-8164	8:45~16:45 (月～金)
長崎市教育委員会 学校教育課	095-829-1195	9:00~17:00 (月～金)
長崎市こども相談センター	095-829-1122	9:00~17:30 (月～金)
長崎市教育研究所	0120-556-275	9:00~17:00 (月～金)
子ども人権110番(長崎地方法務局)	0120-007-110	8:30~17:15 (月～金)
長崎県警察本部少年課少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	0120-786-714	9:00~17:45 (月～金)
長崎県警生活安全相談窓口	095-823-9110 #9110	9:00~17:45 (月～金)
24時間子供SOSダイヤル 「親子ホットライン」(長崎県教育センター)	0120-078-310	24時間受付
心の健康相談統一ダイヤル (長崎子ども・女性・障害者支援センター)	0570-064-556	18:00~翌朝9:30 (月～金) 土日祝 24時間
チャイルドライン(認定NPO)	0120-997-777	16:00~21:00 (毎日)
長崎いのちの電話(社会福祉法人)	095-842-4343	9:00~22:00 (年中無休)
チャット相談窓口「あなたのいばしょ」 (NPO法人)	https://talkme.jp/	
長崎子ども・女性・障害者支援センター	189	24時間受付
ゆめおす 長崎県子ども・若者総合相談センター	095-824-6325	10:00~18:00 (月火水金土)